

みんなで学ぼう! 公的年金 vol.2

公的年金の意義 ～どうして日本には「年金」があるの?



年金は老後のためっていうけど、自分で貯金しておけばいいのでは?

公的年金は貯金とは違い、なにかあったときの保険です。公的年金にできて預貯金にできないことがあります。分かりますか?



誰でも受け取れる?



銀行みたいに倒産の心配がない?

それもありますが、一番大きな違いは『想定外のリスクに対応できる』ことです。



人生には様々なリスクがあり、『高齢によって働くことができなくなった』『思いがけない事故や病気で障がいを負ってしまった』『一家の大黒柱が亡くなってしまった』など、安定した収入を得られず生活できなくなるリスクは予測できません。

そうした「もしものとき」に、生命保険や貯蓄などで備える方もいると思いますが、「いつまで、どれだけ」必要なのは誰にも分からないため、あらゆる事態を想定して十分に備えることは困難であることから、こうした「人生のリスク」にすべての人が備えられるよう「公的年金」というものがあり、国がこの公的制度を運営しています。

公的年金の特徴

人は、何歳まで生きるか予測できない。
(老後のためにどれだけ貯蓄をすればよいか分からない)



終身で(亡くなるまで)年金を受給できます。

50年後の物価や賃金の変動は予測できない。
(貯蓄しても、将来その価値が目減りするかもしれない)



実質的な価値が保障された年金を受給できます。

いつ障がいを負うかわからない。
子どもが小さいうちに配偶者を亡くすかもしれない。



障害年金や遺族年金を受給できます。

◆公的年金がフォローできる「人生のリスク」 ～公的年金(基礎年金)の種類～

老齢基礎年金	障害基礎年金	遺族基礎年金
65歳から終身給付を受けられることができる年金。普通、「年金」というこの老齢年金を指します。	病気やけがなどで一定の障がいを負った場合に支給されます。 (20歳前に障がいを負った場合にも対応しています。)	年金受給者や被保険者が亡くなったとき、配偶者(※)が原則18歳以下(※※)の子が給付を受けられます。 ※夫が遺族基礎年金を受けられるのは、妻の死亡が平成26年4月1日以降の場合 ※※18歳になった年度の3/31まで

より詳しい支給要件、給付水準や厚生年金の内容については、日本年金機構のサイトでご確認ください。



まとめ

公的年金は、予測することができない人生のリスクに備え、すべての人が安心して暮らせるように国が制度化しています。

国民全員に対する
セーフティネットの役割

お問い合わせ先：稚内年金事務所 電話 0162-32-1941

住民生活課 住民グループ 電話 5-1112 告知端末機 5-8812